

# 特定非営利活動法人 りあん 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 りあん と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、障害のある人々が地域であたりまえに生活していける社会の実現を図るため、障害のある人の自立・生活支援や、誰もが暮らしやすい街づくりに関する提言などを行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次に掲げる特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 障害のある人の自立・生活のトレーニングに関する事業
- (2) 障害のある人の居宅介護等に関する事業
- (3) 広報・啓発事業(広報、各種講座、研修等の開催)
- (4) 特定旅客自動車運送事業
- (5) 障害のある人の日中活動に関する事業
- (6) 障害のある人が地域で暮らす社会資源の運営に関する事業
- (7) その他目的達成のために必要な事業

## 第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体及び個人
- (2) 賛助会員 この法人の活動を賛助するために入会した団体及び個人

(入 会)

第7条 会員として入会を希望する者は、この法人の目的に賛同する個人又は団体であること。入会に際しては、入会申込書を運営委員長に提出し、運営委員長の承認を得なければならない。ただし、運営委員長は会員の申し込みについて、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は総会において承認された別に定める年会費を毎年納めなければならない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届を運営委員長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、退会したものとする。

- (1) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費を1年以上納めないとき。
- (3) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、これを除名することができる。但し、その会員に対して、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の目的や活動に反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、損害を与えたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、総会で選任された次の役員を置く。運営委員をもって特定非営利活動促進法上の理事とする。

- (1) 運営委員 3人以上
- (2) 監事 1人以上

(選任)

第13条 運営委員の互選によって、うち1人を運営委員長とする。但し、運営委員長が職務執行できない場合や欠けたときは、その職務の代行者を5日以内に運営委員の互選により選任する。

(任期)

第14条 役員は、任期は2年で再任を妨げない。但し、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(職務)

第15条 運営委員長はこの法人を代表し、その組織運営を統括する。

- 2 運営委員は運営委員長を補佐する。
- 3 運営委員は運営委員会を構成し、この定款及び運営委員会の決定に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 運営委員の業務執行や財産状況を監査する。
  - (2) 前号の監査の結果、不正や法令、定款に反する事実を発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (3) 前号の報告のため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (4) 運営委員の業務執行や財産状況について、運営委員に意見を述べること。

(実費弁償等)

第16条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 2 前項に関して必要な事項は、総会の議決を経て運営委員長が別に定める。

## 第5章 会議

(種別)

第17条 この法人の会議は、総会及び運営委員会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第18条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第19条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び費用弁償
- (7) 会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議開催目的を記載した書面による請求のあったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第3号の規定により招集したとき。

(総会の招集)

第21条 総会は前条第2項第3号の規定による場合をのぞき運営委員長が招集する。

2 運営委員長は前条第2項第1号及び第2号による請求のあった場合には、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知する。

(総会の定足数)

第22条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第23条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(総会での表決権等)

第24条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における前2条、次条第1項および第37条の規定の適用については、その正会員は総会に出席した者と見なす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存する。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者はその数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事経過の概要及び決議の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名押印する。

(運営委員会の構成)

第26条 運営委員会は運営委員をもって構成する。

(運営委員会の権能)

第27条 運営委員会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務執行に関する事項

(運営委員会の開催)

第28条 運営委員会の開催は、毎年2回とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に臨時に開催する。

- (1) 運営委員長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員総数の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(運営委員会の招集)

第29条 運営委員会は、運営委員長が招集する。

- 2 運営委員長は前条第2号による請求のあった場合、その日から10日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- 3 運営委員会の招集に当たっては、少なくとも開催の3日前までに日時、場所、目的及び審議事項を通知する。

(運営委員会の議決)

第30条 運営委員会における議決事項は、前条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 運営委員会の議事は、運営委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(運営委員会の議事録)

第31条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入

## (6)その他の収入

### (事業報告及び決算)

第33条 運営委員長は、毎事業年度終了後速やかに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書など決算に関する書類を作成し、監事の監査を経て総会の議決を経なければならない。

### (事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 事務局

### (事務局の設置)

第35条 この法人の事務処理のために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局職員は、運営委員長が任命する。

### (組織及び運営)

第36条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、運営委員長が別に定める。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第37条 この法人の定款の変更は、総会において出席正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第38条 この法人は、特定非営利活動促進法第31条第1項第3号から第7号のほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

### (残余財産の処分)

第39条 解散後の残余財産は、総会の議決をもって決定する。

## 第9章 雑則

### (公告)

第40条 この法人の公告は、機関紙により行うとともに、官報に掲載して行う。

### (委任)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、運営委員会の議決を経て運営委員長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、この法人が成立する日から施行する。

2 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、設立総会によって決定する。

3 この法人の設立初年度の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、この法人成立の日から2003年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の役員は、別表1の通りとし、任期は第14条の規定に関わらず、この法人の成立の日から2004年5月31日とする。

- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、別表2の通りとする。  
 6 この定款は、2007年3月22日から施行する。  
 7 この定款は、2016年3月1日から施行する。

別表1 設立当初の役員

運営委員長	清水 義昭
運営委員	門脇 謙治
運営委員	前田 雅文
運営委員	内田 弘樹
運営委員	中崎 ひとみ
運営委員	川崎 慎太郎
運営委員	杉山 流水
運営委員	片山 源之
監 事	本郷 良江

別表2 設立当初の会費

会 員 種 類	年 会 費
正会員(個人)	5,000円
正会員(団体)	10,000円
賛助会員	一口 1,000円

別表3 2010年度以降の会費

会 員 種 類	年 会 費
正会員(個人)	2,000円
正会員(団体)	2,000円
賛助会員	一口 1,000円

別表4 2014年6月1日以降の役員 (任期2016年5月31日まで)

運営委員	清水 義昭
運営委員長	前田 雅文
運営委員	内田 弘樹
運営委員	杉山 流水
運営委員	片山 源之
運営委員	太田 好信
運営委員	北 正男
運営委員	門脇 裕子
運営委員	中江 亜希子
運営委員	種田 洋平
運営委員	中川 佑希
運営委員	福永 ひとみ
運営委員	染井 将仁
監 事	本郷 良江